

# 文献に見る古代山城の成立とその過程

九州ルーテル学院大学教授

板橋和子氏

板楠和子（いたくす・かずこ）



昭和44年熊本大学法文学部卒業。昭和49年同  
大学大学院文学研究科修了。九州女学院高校  
教諭を経て、平成10年から九州ルートル学院  
大学講師、平成15年から現職。  
主な著書に『熊本県の歴史』（山川出版、共著）、  
『新熊本市史』（新熊本市史編纂委員会、共著）、  
「石棺と石作部」（『古代王権と交流』8巻、名  
著出版）など。

## 1 はじめに

私がいたいのは「古代山城の成立とその過程」というテーマです。今日用意した史料は、鞠智城を考える上で必要ではないかと思う肥後国の関連史料を中心に集めています。「1」以外は白文のままで返り点を打つておりませんし、意訳をして原文を引用していないものも一点あります。興味のある方は参考にしていただきたいと思います。

## 2 白村江の戦いと肥後

まず、レジュメの「1」は、『日本書紀』持統天皇十年四月二十七日条ですが、この史料から実は肥後の國の住民も白村江の戦いに出陣をしていましたことが分かります。つまり、肥後国の人々と朝鮮半島で起こった対外戦争が無関係ではなかつたことを示す文献的な証拠を引用しています。

内容は、伊予国出身の物部薬という人物と肥後国の皮石郡（合志郡）の壬生諸石という二人の人物が、「久しく唐地に苦しむを慰むるを以つてなり」という理由で、朝廷から「追大貳」という位階や、絹織物、絹糸、麻布、鍬、稻、水田四町を下賜され、さらにその家族も当時の税の一種である調役を免じられたというものです。「久しく唐地に苦しむを慰むるを以つてなり」という記述から、壬生諸石

と物部薦は白村江の戦いに出兵しており、唐・新羅の連合軍のうち唐軍の捕虜になつて唐にまで連行されていたのですが、運よく三十四年たつて無事に本国に帰還することができたので、朝廷がこの二人の労苦に対し厚く報いたことが分かります。こういう例はほかにも『日本書紀』や『続日本紀』などを調べると、天智天皇三年から文武天皇の慶雲四年くらいまで国家の正史の中に出でます。また『日本靈異記』という仏教説話集のなかにも、地方の郡司の祖先が白村江の戦いに出陣したという記事が載せられています。

### 3 戦後の対策

〔2〕は戦後の対策ということで、いくつか史料をあげています。最初に出てくるのが、防人と烽を対馬、壱岐、筑紫などの国に置く、また水城を築くという六六四年の条文です。このなかで「烽」がどういうところに設置されたのか、少し考えてみたいと思います。その当時「烽」が設置された具体的な場所は分かりませんが、参考となるのが八世紀の中ごろに成立した『豊後風土記』や『肥前風土記』に見える「烽」の記事です。レジュメのなかに烽の記述がある郡名とその数を一覧表として挙げています。

豊後国では大野郡、海部郡、大分郡、速見郡にだいたい一ヵ所が多くても二ヵ所の烽が設置されています。それに対して肥前国では、基肄城があつた基肄郡に一ヵ所、小城郡に一ヵ所、松浦郡に八ヵ所。松浦郡内の八ヵ所の烽は、おそらく玄界灘沿岸から大宰府への連絡用だと思いますが、あと藤津

郡一ヵ所、彼杵郡三ヵ所、高来郡五ヵ所となっています。地理的関係で見ると藤津郡、彼杵郡、高来郡は島原半島に位置しており、高来郡というのは有明海を挟んで肥後国玉名郡の対岸ですが、なぜ島原半島にこんなにたくさんのが「烽」を置かなければならぬのかという疑問がわいてきます。これらの「烽」は彼杵、高来、藤津、小城、基肄を通つて大宰府までの連絡用ですが、これはやはり玄界灘方面から有明海の方面へ回つて敵船が侵入してくるルート沿いの連絡用という意味もあつたのではないかと考えられます。これは八世紀の状況ですが、やはり白村江の敗戦後に有明海方面にも敵船侵入の警戒態勢がとられていたことを推定できる重要な手がかりだと思つています。有明海を挟んで肥前国高来郡の対岸が肥後国玉名郡となり、玉名郡を流れる菊池川の上流に鞠智城が位置しています。肥後の風土記は逸文だけで全文が残つていません。もし残つていたら鞠智城にいたる「烽」連絡網など、興味ある比較対照ができるのではないかと思つています。

次に挙げたのは防人に関する史料です。当初の実態がどうだつたか。『万葉集』防人歌の研究によつてまとめられた一覧表をもとに見ておきたいと思います。まず、防人歌作者の出身国名を見ていくと、遠江、相模、駿河、上総、常陸、下野、下総、信濃、上野、武藏というように東国地方出身者で占められています。防人の組織を見ると、国造というような律令国家以前の地域のリーダーが集團をまとめる国造制の遺制がみられます。おそらく東国地域で作り上げられた国造単位の支配関係のままに、壹岐や対馬などの要所に防人が配置されていました。

では、なぜ防人として東国の兵力が配置されたのかについて、その理由としてはいくつかの説が出されています。一つには先に挙げた史料で見たように、西日本が白村江の出兵のときの中心勢力、出

征軍の中核を成していく、多くの犠牲者をだしてしまったことと関係あるのではないかという説です。つまり、西日本各地から防人が十分に徵集できず、主として東国兵士を配置せざるを得なかつたという説です。防人は、後の律令国家が作り上げた徵兵制、軍団の組織と明らかに違うものですから、参考までに挙げておきました。

#### 4 律令国家の成立と隼人問題

〔2〕の7が鞠智城に関する初見史料です。鞠智城は、『続日本紀』の文武天皇二年（六九八）五月条に初めてでできます。「大宰府をして大野、基肄、鞠智の三城を繕治せしむ」という記事で、鞠智城などを修理したという意味に解釈されています。文献の立場からいふと、一番肝心な「鞠智城が、いつ建設されたのか」という築城自体の年月日や、その後八世紀の鞠智城を伝える記事がないのです。鞠智城の発掘調査が始まる前から文武天皇二年五月条は、「筑城ではなく修造を示す史料」と考えられていましたが、この三十年近く行われてきたことは、いわばこの条文をどう解釈するか、文献記事を史料批判するための地道な調査の蓄積だったと思っています。つまり、大野城や基肄城と同時期に築造されたのか。それとも別の時期に築城されたのか。これはここで発掘調査された結果、遺構・遺物がどこまで遡れるか、その見解が分かれてくる大きな問題だったのです。

参考までに、古代において「鞠智」はどのように読まっていたのでしょうか。十世紀初頭に成立した『和名類聚抄』によると、菊池郡に「くくち」という読みがついています。現在は「きくちじょう」

と発音していますが、当時は「くくちじょう」と呼んでいたのではないでしょうか。

次に隼人と肥後国との問題に触れたいと思います。律令国家の成立とは、今まで地域の国造などと呼ばれる有力者が支配していた土地と人民を国家自身が人民の数を登録・把握をして、それに税をかけ国家の体制を敷く、そういう言い方もできるかと思います。実は、隼人の事件が非常に大きくクローズアップされるのは大宝二年（七〇二）と養老四年（七二〇）で、二回目は中央から大伴旅人が総大将として征討に向かうほどのものでした。その時、「3」の8の史料ですが「斬首獲虜合せて千四百人余り」を副大将が報告をしたという記事があります。それ以降は大きな叛乱はないのですが、その叛乱が起きた年は、律令国家が戸籍を作るその年とよく符合しているのです。九州でも大宝二年に作成された筑前国戸籍や豊前国戸籍が残っていますが、その戸籍には軍事的な功績をあげた人に与えられる「勲位」を持つた人物が記載されていて、おそらく隼人制圧に筑前・豊前からも出動していたことが考えられます。

もう一つ重要なのは、肥後国がこの隼人対策に最前線の役割を担っていたということです。例えば、「天平八年薩摩国正税帳（税の收支を記載したもの）」によると、出水郡と高城郡、この二郡はもつとも肥後国に近いのですが、その出水郡の郡司として「勲七等肥君」、薩摩郡にもやはり郡司として「主帳勲十一等肥君広竜」という人物が見えていて、肥後国南部で最も大きな力を持つていた肥君の一族が隼人支配の中心地に送り込まれていたことが考えられます。さらに肥後国的一般の人も移住させられています。『和名類聚抄』によると、薩摩国高城郡の六郷のうち（行政区画で一番下の単位）合志、

飽多、宇土、託萬の四つの郷名が肥後の郡名と一致しており、肥後の民が「五十戸」くらいの単位で合計「二百戸余り」が移住させられた結果ではないかと考えられています。律令体制の成立時において鞠智城は筑後・豊後・肥後の国境に位置しますが、肥後南部は隼人対策の最前線の地位にあったのです。

## 5 木簡史料について

「4」の1の資料は、鞠智城で一例だけ出土している木簡です。「秦人忍」は「はたひとのおし」と呼ぶのでしょうか。次の文字が抜けていますが、「五斗」という単位から、おそらく「米」ではないかと推定されています。この時期の律令国家は白村江の敗戦処置をしながら、一方では律令体制を九州諸国に施行するという課題を持ち、鞠智城造営のための労働力の確保や防衛兵力の動員もしなければいけないし、一方で税も集めないといけないという複雑な問題を抱えていたのです。

この木簡は、穀物を鞠智城まで運んで納入する体制ができていたことを示しています。鞠智城は対外的な軍事的拠点であると同時に、大宰府行政の肥後の周辺における拠点であつたと解釈できる史料ではないかと思います。もう一度、鞠智城がクローズアップされるのは、ずっとのちの九世紀に入つてからです。今後、たくさんの方に興味をもつて見ていただきたいと思います。

【1】白村江の戦いと肥後

「日本書紀」卷三〇持統天皇十年（六九六）四月戊戌（廿七）

以追大貳、授伊豫國風速郡物部薬、與肥後國皮石郡壬生諸石。并賜人絶四匹・絲十絹・布廿端・鉢廿口・稻一千束・水田四町。復戸調役。以慰久苦唐地。

帰国年	出身国・郡	兵士名	出典
天智天皇3年	一 一	土師連富杼 水連老 弓削連元宝	日本書紀 持統4・10・乙丑条
天智天皇10年	筑紫 一	筑紫君薩夜麻	同書 天智10・11・甲午条
天武天皇13年	一 筑前 那珂	猪使連子首 筑紫三宅連得許	同書 天武13・12・癸未条
持統天皇4年	筑後 上陽畔	大伴部博麻	同書 持統4・9・丁酉条 持統4・10・乙丑条
持統天皇10年	伊予 肥後 風速 皮石	物部薦 壬生諸石	同書 持統4・10・戊戌紀
文武天皇慶雲4年	讚岐 陸奥 筑後 那賀 信太 山門	錦部刀良 壬生五百足 許勢部形見	統日本紀 慶雲4・5・癸亥条
—	伊予 越知	大領先祖越智直	日本靈異記・上巻・第17
—	備後 三谷	大領先祖	日本靈異記・上巻・第7

【2】戦後の対策

1 「日本書紀」卷二七天智天皇三年（六六四）是歲条於對馬嶋・壹岐嶋・筑紫國等、置防與烽。又於筑紫築大堤貯水。名曰水城。

2 「日本書紀」卷二七天智天皇四年（六六五）八月遣達率答林春初、築城於長門國。遣達率憶禮福留・達率四比福夫於筑紫國、築大野及稼二城。

3 「日本書紀」卷二七天智天皇六年（六六七）十一月

是月、築倭國高安城・讚吉國山田郡屋嶋城・對馬國金田城。

4 「日本書紀」卷二七天智天皇八年（六六九）是冬、是冬、修高安城、收畿内之田稅。

5 「日本書紀」卷二七天智天皇九年（六七〇）二月

造戸籍。又修高安城、積穀與鹽。又築長門城一、筑紫城二。

6 「日本書紀」卷三〇持統天皇三年（六八九）九月己丑（十）

遣直廣參石上朝臣麻呂・直廣肆石川朝臣蟲名等於筑紫、

給送位記。且監新城。

7 「統日本紀」卷一文武天皇二年（六九八）五月甲申（廿五）

令大宰府繕治大野・基肄・鞠智三城。

『豊後風土記』・『肥前風土記』に見える「烽火」

国	郡	烽	国	郡	烽
豊後	大野	1	肥前	基肆	1
豊後	海部	2	肥前	小城	1
豊後	大分	1	肥前	松浦	8
豊後	速見	1	肥前	藤津	1
			肥前	彼杵	3
			肥前	高木	5

防人歌作者の配列順序

国名	国造丁	助丁	主帳丁	帳丁	火長	上丁・防人	国名	国造丁	助丁	主帳丁	帳丁	火長	上丁・防人
遠江	国造丁 1		主帳丁 1			防人5	下野					火長3	上丁8
相模		助丁1				上丁2	下総		助丁1				無10
駿河		助丁1				上丁1 無8	信濃	国造1		主帳1			無1
上総	国造丁 1	助丁1	帳丁1			上丁9	上野		助丁1				無3
常陸		助丁1				上丁1 無5	武藏		助丁1	主帳1			上丁5 上丁妻1

8\* 「和名類聚抄」卷5

肥後国管十四

田原・馬子・吉田・金原町

正公名・主五郎家

本宿

五十七・五十九・五十八束

諸領七十七・五十九・五十八束

本宿

五十九束

本宿

2 『大宝二年筑前国島郡川邊里戸籍』

戸主追正八位上歎十等肥君猪手 年伍拾參歳 正丁

大領

歎十等肥君泥麻呂

3 『大宝二年豊前国上三毛郡塔里戸籍』 戸主歎十

一等塔勝岐弥

4 『大宝二年豊前国仲津郡丁里戸籍』 歎十等狹度

勝与曾弥

5 \* 『続日本紀』 卷六和銅六年（七一三）八月辛丑

〔壬辰朔十〕

（八月十日）從五位下道公首名、至自新羅。（八月二

十六日）從五位下道君首名為筑後守。（筑後守兼肥後

守任命）

6 『続日本紀』 卷六和銅七年（七一四）三月壬寅

〔十五〕

隼人、昏荒野心、未習憲法。因移豊前國民三百戸、

令相勸導也。

7 『続日本紀』 卷八養老四年（七二〇）二月壬子

〔廿九〕

大宰府奏言、隼人反、殺大隅國守肥後侯史麻呂。

8 『続日本紀』 卷八養老五年（七二一）七月壬子

〔七〕

征隼人副將軍從五位下笠朝臣御室、從五位下巨勢朝臣

真人等還帰。斬首・獲虜合千四百餘人。

9 『天平八年（七三六）薩摩國正稅帳』 出水郡・

高城郡（國府所在地）肥後國境（出水郡）「大領外正六

位下歎七等肥君」（薩摩郡）「主帳外少初位上歎十二等

肥君庄龍」

10 『和名類聚抄』 卷9 郡名 薩摩國

高城郡（6郷） 合志・飽多・鬱木・宇土・新多・託

萬

#### 【4】木簡史料

1 翳智城出土「付札木簡」（七世紀後半～八世紀初頭）

「秦人忍口五斗」 長さ13・4センチ 幅2・5センチ

2 大宰府不丁地区出土「文書様木簡」（八世紀前半、

天平末年）

「為班給筑前筑後肥等國遣基肆城稻穀舖 大監正六位上田中

朝×」

（釈文）「筑前・筑後・肥等の國へ班給するため基肆城

の稻穀を遣わし、大監正六位上田中朝（臣）に頒わし

む？」

3 平城京出土「養老七年（七二三）肥後益城郡兵士

歴名帳」（長さ23センチ九い軸木）

「肥後國第三益城軍團養老七年兵士歴名帳」 軸小口

